

船舶事故調査報告書

平成23年5月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲 也
委員 石川 敏 行
委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成22年9月6日 14時30分ごろ
発生場所	兵庫県香美町香住港北方沖 香住港城山灯台から真方位356°47.4海里（M）付近 （概位 北緯36°26.3′ 東経134°33.7′）
事故調査の経過	平成22年10月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 隆昌丸、18トン HG2-4195（漁船登録番号）、隆昌水産有限会社 18.68m（Lr）×4.29m×1.73m、FRP ディーゼル機関、670kW、平成9年8月19日
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年7月25日 免許証交付日 平成20年6月17日 （平成25年7月24日まで有効） 甲板員A 男性 48歳
死傷者等	負傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員5人（以下「甲板員A～E」という。）が乗り組み、香住港沖約47Mの日本海においてベニズワイカニかご漁を操業し、船長が、甲板員D及び甲板員Eと共に船尾甲板で、甲板員A～Cが船首甲板で、それぞれカニかごの巻き揚げ作業に従事していた。 甲板員Aは、船首甲板左舷側で、揚がったカニかごの上部に吊り上げ用のフックを掛けてカニかごを電動巻き揚げ機により魚倉上に吊り上げ、甲板員B及び甲板員Cが、幹綱と枝綱を外してカニを魚倉に入れる作業を行っていた。 本船は、幹綱を左舷側のウインチドラムで巻き取っていたところ、平成22年9月6日14時30分少し前、幹綱に等間隔に取り付けられていた枝綱がずれて、枝綱が片寄って上がってきたので、甲板員Aが、ゴム手袋を着用していた両手で枝綱の取り付け部を移動しようとしたところ、幹綱と枝綱が左手の指先に絡んだ。 甲板員Aは、ウインチドラムによる幹綱の巻き揚げが続けられていたこ

	<p>とから、幹綱と枝綱が左手に絡んだ状態でウインチドラムの方に引かれ、14時30分ごろ、左手が両綱とウインチドラムの間に挟まれて左手前腕部が切断された。</p> <p>甲板員B及び甲板員Cは、魚倉口付近でカニを魚倉に入れる作業を行っていたので、甲板員Aの左手に幹綱と枝綱が絡んでウインチドラムの方に引かれていることに気付かなかった。</p> <p>船尾甲板で作業をしていた船長は、負傷した甲板員Aの応急処置を行うとともに漁業無線局に事故の発生を連絡し、本船は、操業を打ち切り、舞鶴港へ向かった。</p> <p>甲板員Aは、舞鶴港に向かって航行中、16時16分ごろ、ヘリコプターに收容され、病院に搬送された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>								
その他の事項	<p>甲板員Aは、帽子、合羽及びゴム手袋を着用していた。</p> <p>本船が使用していたベニズワイカニかご漁の漁具は、直径約24mm及び長さ約5～6Mの幹綱に約55mの等間隔で、直径約10mm及び長さ約20mの枝綱が取り付けられ、枝綱の先端にカニかごが取り付けられていた。</p> <p>本船は、本事故発生時、船体の動揺はなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、香住港北方沖の日本海においてカニかごの巻き揚げ作業中、甲板員Aが、幹綱に等間隔で取り付けられていた枝綱がずれて枝綱が片寄って上がってきたので、両手で枝綱の取り付け部を移動しようとした際、幹綱と枝綱が左手に絡まったことから、幹綱を巻いていたウインチドラムの方に引かれ、両綱とドラムとの間に左手が挟まれて左手を負傷したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、香住港北方沖の日本海においてカニかごの巻き揚げ作業中、甲板員Aが、幹綱に等間隔で取り付けられていた枝綱がずれて枝綱が片寄って上がってきたので、両手で枝綱の取り付け部を移動しようとした際、幹綱と枝綱が左手に絡まったことから、幹綱を巻いていたウインチドラムの方に引かれ、両綱とドラムとの間に左手が挟まれて左手を負傷したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、香住港北方沖の日本海においてカニかごの巻き揚げ作業中、甲板員Aが、幹綱に等間隔で取り付けられていた枝綱がずれて枝綱が片寄って上がってきたので、両手で枝綱の取り付け部を移動しようとした際、幹綱と枝綱が左手に絡まったことから、幹綱を巻いていたウインチドラムの方に引かれ、両綱とドラムとの間に左手が挟まれて左手を負傷したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、香住港北方沖の日本海においてカニかごの巻き揚げ作業中、甲板員Aが、幹綱に等間隔で取り付けられていた枝綱がずれて枝綱が片寄って上がってきたので、両手で枝綱の取り付け部を移動しようとした際、幹綱と枝綱が左手に絡まったため、左手が絡まった状態で幹綱を巻いていたウインチドラムの方に引かれ、両綱とドラムとの間に左手が挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>								